

高福第24-1号
令和5年4月10日

各高齢者施設等の管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型見直しに伴う高齢者施設等
における医療機関との連携体制等に関する調査について（照会）

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省から照会があったので、下記により回答し
てくださるようお願いいたします。

なお、本調査は、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービ
ス事業者等々のサービス確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に
要する費用」の補助にあたっての要件確認も兼ねておりますので必ず回答をお願いしま
す。

記

1 調査内容

(1) 医療機関との連携体制の確保

施設入所者に新型コロナウイルス患者（疑い含む）が発生した際に連携する医療
機関の確保状況（医療機関名および医療機関との相談日含む。）

- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設へ往診（オンライン診療含む）
- ・入院の可否の判断や入院調整（当該医療機関外への入院調整も含む）

(2) 感染対策

ア 全職員に対する、感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施状況（直近
の実施日）

イ 感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施状況（直近の実施日）

(3) ワクチンの接種状況

ア 希望する施設入所者へのオミクロン株対応ワクチン（1回目）の実施状況およ
び接種実施時期

イ 希望する施設入所者へのオミクロン株対応ワクチン（2回目）の実施予定の有
無および接種実施予定時期

2 調査対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護

3 回答期限 令和5年4月24日（月曜日）まで

4 回答方法 電子申請・届出サービスから入力してください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/ruikei_chousa.html

さいたま介護ねっとの4月10日付け新着情報からもアクセスできます。

※ 回答時の注意点

複数施設が併設されている場合であっても、それぞれの施設ごとに回答してください。回答内容は同様であっても構いません。（空床利用型、みなし指定を含む。）

例1 特別養護老人ホーム（従来型・ユニット型双方の指定あり）に短期入所生活介護（従来型・ユニット型双方の指定あり）が併設されている場合
特別養護老人ホーム従来型、ユニット型、短期入所生活介護従来型、ユニット型で、計4回の回答が必要です。

例2 介護老人保健施設で短期入所療養介護のみなし指定を受けている場合
介護老人保健施設及び短期入所療養介護で計2回の回答が必要です。

5 重要

本調査については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」（施設内療養者1名あたり最大30万円）の補助にあたっての要件確認も兼ねており、令和5年5月8日以降は、本調査によりすべての要件を満たすことが確認された事業所のみ、補助の対象となります。

担 当：施設・事業者指導担当

メール：a3240-21@pref.saitama.lg.jp